

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【公開番号】特開2011-145700(P2011-145700A)

【公開日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-030

【出願番号】特願2011-66355(P2011-66355)

【国際特許分類】

G 09 F 27/00 (2006.01)

【F I】

G 09 F 27/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年7月5日(2011.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記憶ユニットと、該記憶ユニットからの映像情報を表示するための映像スクリーンとを有する、音響・映像の視聴覚的提示装置において、

前記映像スクリーン(10)を運動するための駆動ユニット(以下「映像スクリーン駆動ユニット」という。)(11)と、前記記憶ユニット(14)に記憶された映像情報に基づいて映像スクリーン運動を制御するための制御ユニット(12)とを有することを特徴とする装置。

【請求項2】

前記映像スクリーン運動と前記映像情報を同期させるための制御モジュールを有すること

を特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記制御モジュールは、前記映像スクリーン運動と前記映像情報を動的に同期させるために、該映像スクリーン運動の速度を一定に維持することに加えて該映像スクリーン運動の加速及び制動を任意に規定可能にするように構成されること

を特徴とする請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記制御ユニット(12)は、前記記憶ユニット(14)から読み出された映像情報を前記映像スクリーン運動に基づいて修正するように構成されること

を特徴とする請求項1~3の何れか一項に記載の装置。

【請求項5】

前記映像スクリーン駆動ユニット(11)は、前記映像スクリーン(10)を垂直軸線の周りで回動するために、該映像スクリーン(10)の回動駆動装置を含むこと

を特徴とする請求項1~4の何れか一項に記載の装置。

【請求項6】

前記回動駆動装置は、前記映像スクリーン(10)を無制限的に回動するために、低摩擦の回転軸受を有すること

を特徴とする請求項1~4の何れか一項に記載の装置。

【請求項7】

前記映像スクリーン駆動ユニット(11)は、前記制御ユニット(12)と前記映像スクリーン(10)との間で伝送される信号ないしデータ及び/又はその電気エネルギー供給のための回転伝達装置を有すること

を特徴とする請求項5又は6に記載の装置。

【請求項8】

前記映像スクリーン(10)と前記制御ユニット(12)との間で無接触的な信号ないしデータ伝送を行う手段を有すること

を特徴とする請求項1~7の何れか一項に記載の装置。

【請求項9】

前記映像スクリーン(10)は、マトリックスディスプレイであること

を特徴とする請求項1~7の何れか一項に記載の装置。

【請求項10】

前記制御ユニット(12)は、コンピュータユニットとして構成されること、及び映像情報又は映像情報及び音響情報と、映像スクリーン駆動のための運動データとが、前記コンピュータユニットの記憶ユニット(14)に記憶されるよう構成されること

を特徴とする請求項1~7の何れか一項に記載の装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

以下に、本発明の実施例を図面を参照して詳細に説明する。なお、以下の実施例は、発明の理解の容易化のためのものであって、本発明の技術的思想を逸脱しない範囲において当業者により実施可能な付加・置換等を排除することは意図しない。また、特許請求の範囲に付した図面参照符号も発明の理解の容易化のためのものであって、本発明を図示の態様に限定することは意図しない。なお、これらの点に関しては、補正・訂正後においても同様である。

本発明は、更に、以下の態様をとることができる：

上記の課題を解決するために、本発明の更なる視点により、記憶ユニットと、該記憶ユニットからの映像情報を表示するための映像スクリーンとを有する、とりわけ宣伝広告目的の、音響・映像の視聴覚的提示装置が提供される。この装置において、

前記映像スクリーンを運動するための駆動ユニット(以下「映像スクリーン駆動ユニット」という。)と、前記記憶ユニットに記憶された映像情報に基づいて映像スクリーン運動を制御するための制御ユニットとを有することを特徴とする(態様1)。

(態様2) 上記の装置において、前記映像スクリーン運動と前記映像情報を同期させるための制御モジュールを有することが好ましい。

(態様3) 上記の装置において、前記制御モジュールは、前記映像スクリーン運動と前記映像情報を動的に同期させるために、該映像スクリーン運動の速度を一定に維持することに加えて該映像スクリーン運動の加速及び制動を任意に規定可能にするように構成されることが好ましい。

(態様4) 上記の装置において、前記制御ユニットは、前記記憶ユニットから読み出された映像情報を前記映像スクリーン運動に基づいて修正するように構成されることが好ましい。

(態様5) 上記の装置において、前記映像スクリーン駆動ユニットは、前記映像スクリーンを垂直軸線の周りで回動するため、該映像スクリーンの回動駆動装置を含むことが好ましい。

(態様6) 上記の装置において、前記回動駆動装置は、前記映像スクリーンを無制限的に回動するために、低摩擦の回転軸受を有することが好ましい。

(態様7) 上記の装置において、前記映像スクリーン駆動ユニットは、前記制御ユニッ

トと前記映像スクリーンとの間で伝送される信号ないしデータ及び／又はその電気エネルギー供給のための回転伝達装置を有することが好ましい。

(態様 8 ) 上記の装置において、前記映像スクリーンと前記制御ユニットとの間で無接触的な信号ないしデータ伝送を行う手段を有することが好ましい。

(態様 9 ) 上記の装置において、前記映像スクリーンは、マトリックスディスプレイであることが好ましい。

(態様 10 ) 上記の装置において、前記制御ユニットは、コンピュータユニットとして構成されること、及び

映像情報又は映像情報及び音響情報と、映像スクリーン駆動のための運動データとが、前記コンピュータユニットの記憶ユニットに記憶されるよう構成されることが好ましい。